



cutting through complexity

日本におけるサステナビリティ報告

2012

kpmg.or.jp



目次

エグゼクティブサマリー

1. 調査概要	3
1-1. 調査の目的および対象	
1-2. 調査方法	
2. サステナビリティ報告の基盤	4
2-1. サステナビリティレポートの発行の状況	
2-2. サステナビリティレポートの媒体	
2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合	
2-4. 第三者保証	
3. サステナビリティ報告の枠組み・構成	10
3-1. 参照されている報告ガイドライン	
3-2. ISO26000の利用	
3-3. 組織バウンダリ	
3-4. 報告内容の決定プロセスに関する説明	
3-5. 目標の設定	
4. 個別報告項目	14
4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示	
4-2. 水資源に関する開示	
4-3. 人権に関する開示	
4-4. 紛争鉱物に関する開示	
5. おわりに	18

エグゼクティブサマリー

2012年12月の時点で日経225の構成銘柄となっている225社の日本企業が2012年に発行したサステナビリティレポートを対象とし、報告の実態を調査した。調査結果からは、主に次のようなことが明らかになった。

サステナビリティ報告の基盤

- 225社のうち204社(91%)がサステナビリティレポートを発行しており、調査開始以来、初めて90%を超えた。
- サステナビリティ報告を行う媒体として、フルレポートを紙冊子で作成する企業は141社(69%)となり、継続して減少傾向にある。一方、PDFやHTML等への移行が進む中で、46社(22%)の企業がPCまたはスマートフォン用の電子ブック形式での報告を採用しているなど、電子媒体の多様化も進んでいる。
- サステナビリティレポートを発行している企業の13%にあたる26社がサステナビリティ報告と財務報告とを一本化したアニュアルレポートを発行している。その数は前年の調査からほぼ倍増しており、「統合報告」は既にひとつのトレンドとなっていると言える。一方、一本化したレポートを発行している企業の内訳をみると、HTML形式やデータブック形式で別途より詳細なサステナビリティ情報を開示している企業が多数派となっている。
- サステナビリティレポートを発行している企業のうちの第三者保証を受けている企業は3社増えて41社となり、報告企業の20%を超えている。

サステナビリティ報告の枠組み・構成

- 70%以上のレポート(145社)がGRIガイドラインを参照しており、GRIアプリケーションレベルの自己宣言について記載している企業は26社(13%)にまで増加している。
- ISO26000については、26社(13%)が中核課題に沿ってレポートを構成し、47社(23%)が対照表を記載している。また、同規格を利用したギャップ分析やリスクの洗い出し等を具体的に記載している企業も前年比で増加しており、他にも国連グローバルコンパクトの10原則と開示内容との対応関係を示す企業も少数ながら見受けられるなど(9社)、国際的なガイドラインや規範をサステナビリティ情報の開示に用いる動きが進んでいることがうかがえる。
- 単体や国内グループ会社に留まらずに海外グループ会社までを含めたグローバルベースでのデータを開示している企業の割合が、環境パフォーマンス指標については87社(43%)、社会パフォーマンス指標については54社(26%)となり、ともに前年比で増加している。
- 78社(38%)の企業が報告内容の決定プロセスについて言及しているが、その大半は記述形式での簡単な説明に留まっている。

個別報告項目

- スコープ1およびスコープ2排出量の組織バウンダリを国内・海外の連結ベースとしている企業の割合は92社(45%)となり、前年比で5ポイント増加している。また、新たに2020年以降の長期目標を設定する企業もみられた。
- 何らかのスコープ3排出量の開示を行っている企業は前年の96社(49%)から106社(52%)に増加している。また、スコープ1およびスコープ2排出量の組織バウンダリを広げている企業ほど、スコープ3排出量を開示する傾向が観察されている。
- 水に関するリスクや機会について言及している企業は25社(12%)とまだ少数ではあるが、増加傾向にある。
- 人権に関する方針や取組については、サプライチェーンに対する方針やコミットメントを開示している企業が前年比で5ポイント増加して64社(31%)になるなど、取組・開示に着実な進展がうかがえる。
- 報告企業の14%に相当する28社が紛争鉱物に関する方針または取組を開示している。



1. 調査概要

1-1. 調査の目的および対象

本調査の目的は、日本を代表する企業によるサステナビリティ報告の実態について様々な角度から定点観測し、その動向と課題を明らかにすることである。

本調査では、2012年12月の時点で日経225の構成銘柄となっている日本企業225社が2012年に発行したサステナビリティレポートを対象としている。日経225では全部で35の業種区分が用意されているが、調査の目的を踏まえ、本調査では以下の18業種に区分している。

業種区分	会社数
食品	11
繊維	5
化学	17
医薬品	8
電力・石油・ガス	7
窯業	9
鉄鋼業	5
非鉄金属	12
機械	16
電気機器	29
自動車	9
建設	8
小売業	8
銀行・証券・保険・その他金融業	21
鉄道・バス	8
通信	6
サービス業	7
その他	39

1-2. 調査の方法

本調査は、個々の調査対象企業が冊子の形で、あるいはウェブサイト上で公表している「サステナビリティレポート」を対象とし、2013年2月から2013年3月の期間で実施した。

本調査では、企業が自らの環境的側面や社会的側面に関連するパフォーマンスについて、ステークホルダーに対して定期的に報告するために発行している媒体を「サステナビリティレポート」と定義している。環境的側面のみが報告対象となっているレポートも本調査での「サステナビリティレポート」の定義に含み、CSR報告書、社会・環境報告書等の報告書のタイトルも問わない。

また、サステナビリティ報告の形態がますます多様化している実態を踏まえ、単独で発行されているサステナビリティレポートだけではなく、サステナビリティ報告が財務報告に統合されているアニュアルレポートや、冊子やPDFの形態は採らずにHTMLの形式でのみ開示されているレポートも「サステナビリティレポート」の定義に含めている。ただし、HTMLの形式でのみ情報が開示されている場合には、報告対象組織（バウンダリ）や発行頻度といった要素が記載されている場合についてのみ、サステナビリティレポートを発行していると判断している。

2. サステナビリティ報告の基盤

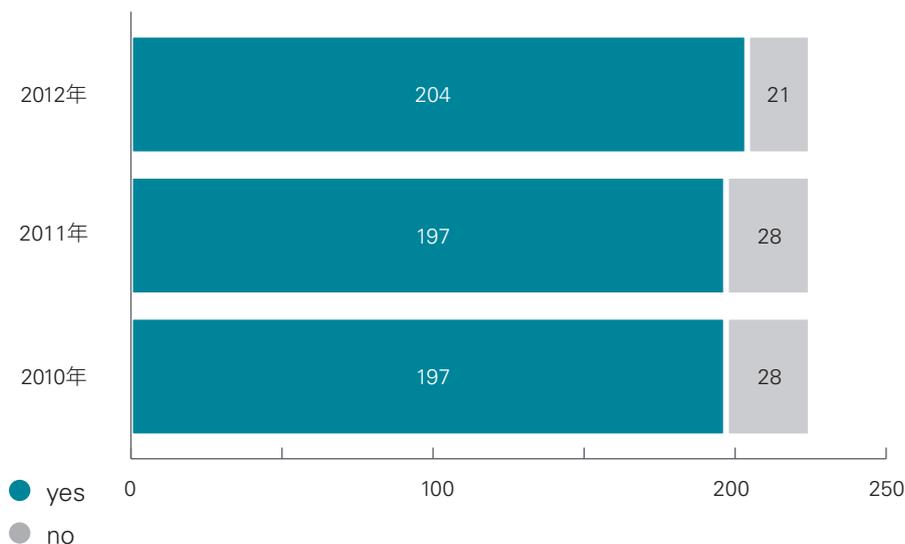
企業によるサステナビリティ報告は一般化しており、その開示媒体は多様化が進んでいる。サステナビリティ情報と財務情報とを統合して報告しようとする急速な動きが観察されているが、従来のサステナビリティ報告を置き換えるものではない。開示されるサステナビリティ情報に信頼性を付与するための第三者保証は着実な広がりを見せている。

2-1. サステナビリティレポートの発行の状況

調査対象の225社のうち204社がサステナビリティレポートを発行しており、2009年の調査開始以来、初めて90%を超えた(図2-1-1)。前年との比較によると、銀行、証券、保険などの金融機関においてサステナビリティ報告を行う企業の比率が増加している(2011年の52.4%から76.2%に増加)。

一方、サービス業は、依然としてサステナビリティ報告を行っていない企業の割合が高い(表2-1-1)。

図2-1-1 サステナビリティレポートの発行の状況



2-2. サステナビリティレポートの媒体

サステナビリティ報告を行う媒体として紙冊子形式の詳細報告(フルレポート)を発行する企業の割合は減少傾向にあり、2010年の80.7%から2012年には69.1%にまで減少している。冊子を引き続き発行している企業においても、増えすぎたページ数を削減しようとしている企業は少なくなく、今後も、レポートに対するアクセシビリティ向上やコスト削減等を動機として、こうした傾向は進むものと考えられる。

また、今回の調査から電子ブック形式でのサステナビリティ報告の状況について調査を行っているが、2012年においてPC版の電子ブックでの開示を行っている企業が45社、スマートフォン版の電子ブックを利用可能にしている企業が3社存在する。とりわけスマートフォンの普及がますます拡大している現状を鑑みれば、2013年にはスマートフォンに対応する形式でのサステナビリティ情報の開示を進める企業が増えることが予想される。

表2-1-1 サステナビリティレポートの発行の状況(2012年、業種別)

業種	会社数	yes	no	%
食品	11	11	0	100.0%
繊維	5	5	0	100.0%
化学	17	17	0	100.0%
医薬品	8	8	0	100.0%
電力・石油・ガス	7	6	1	85.7%
窯業	9	8	1	88.9%
鉄鋼	5	4	1	80.0%
非鉄・金属	12	11	1	91.7%
機械	16	15	1	93.8%
電気機器	29	28	1	96.6%
自動車	9	9	0	100.0%
建設	8	8	0	100.0%
小売業	8	6	2	75.0%
銀行・証券・保険・その他金融業	21	16	5	76.2%
鉄道・バス	8	8	0	100.0%
通信	6	5	1	83.3%
サービス	7	3	4	42.9%
その他	39	36	3	92.3%
合計	225	204	21	90.7%



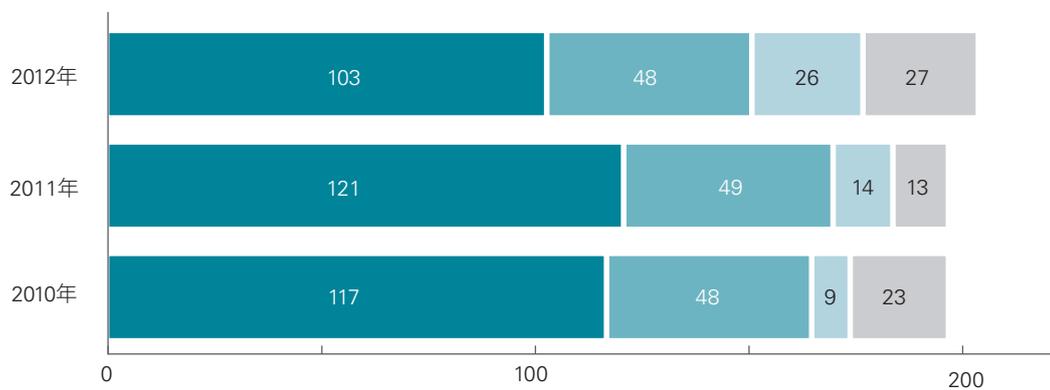
2-3. サステナビリティ報告の財務報告への統合

サステナビリティ報告と財務報告とを一体化させたアニュアルレポートを発行している企業数は着実に増加しており、2011年の14社に対して2012年は26社にまで増加している。一方、これまで独立したサステナビリティ報告に加えてアニュアルレポートでもサステナビリティ情報を開示していた企業数は約15%減少しており、一部の企業に開示媒体の削減・一本化を図る動きがあったものと推察される(図2-3-1)。

統合報告の普及を進める国際団体であるInternational Integrated Reporting Council (IIRC:国際統合報告評議会)は、2013年4月に統合報告フレームワークの公開草案を公表しており、同年12月にはフレームワークのVersion1.0の公表を予定している。2013年以降もサステナビリティレポートとアニュアルレポートを一本化する企業の増加が見込まれる。ただし、現在検討中のフレームワークは主に投資家を念頭に財務情報と非財務情報とを関連付けて簡潔に報告することを意図しているものであることを鑑みれば、投資家以外のマルチステークホルダーの様々な情報ニーズを満たすためのサステナビリティ報告は今後も必要とされるものであり、統合報告によって完全に代替されることはないと考えられる。

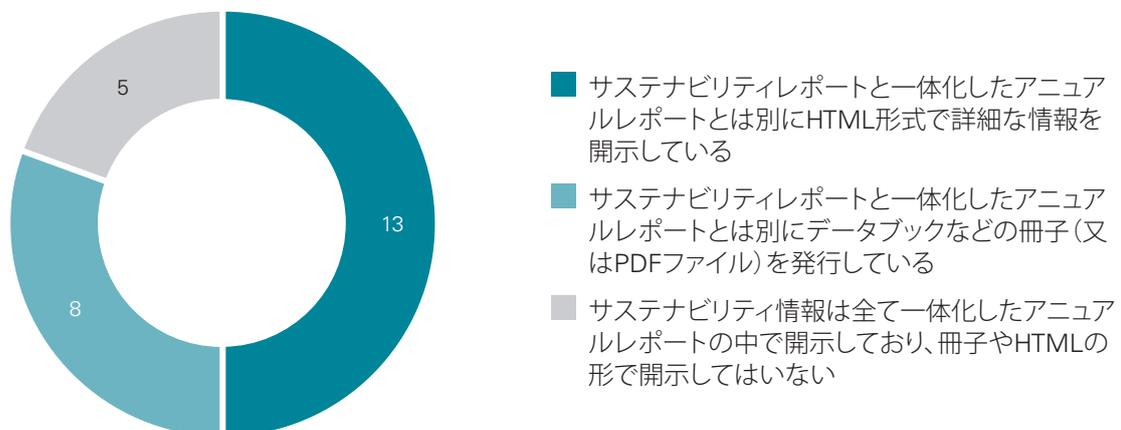
実際に、2012年においてサステナビリティレポートとアニュアルレポートを一体化している企業のほとんど(80%超)は、HTML形式やPDF形式で詳細なサステナビリティ情報の開示を継続している(図2-3-2)。

図2-3-1 サステナビリティレポートのアンニュアルレポートへの統合



- 独立したサステナビリティレポートを発行し、アンニュアルレポートでもサステナビリティ情報を開示
- 独立したサステナビリティレポートを発行しているが、アンニュアルレポートではサステナビリティ情報を開示していない
- サステナビリティレポートとアンニュアルレポートを一体化
- 独立したサステナビリティレポートを発行しているのみで、アンニュアルレポートはそもそも発行していない

図2-3-2 一体化されたアンニュアルレポート以外でのサステナビリティ情報の開示状況



2-4. 第三者保証

企業は、サステナビリティレポートで報告している環境パフォーマンスデータや社会パフォーマンスデータに対する信頼性の向上を主な目的に第三者保証を受ける。第三者保証を受けている企業は2012年に3社増加して41社となり、サステナビリティレポートを発行している企業に占める割合は、調査開始以来、初めて20%を超えた(図2-4-1)。

保証を受けている割合が高い業種としては、前年に引き続き電力・石油・ガス、化学など、環境負荷が比較的高いと考えられる業種や公益性の高い業種となっている(表2-4-1)。

また、第三者保証を提供しているのは監査法人系の会社が多く、ISO審査登録機関が続いているという状況に変化はない(図2-4-2)。

第三者保証では、通常、保証の対象となる情報、保証業務で準拠した基準、実施した手続、導き出された結論が、保証報告書の中に記載される。レポートの読者は、保証報告書に記載され

ている情報に基づき、どのような手続が実施され、どのような結論に至ったのかを判断することになる。その意味で、特に保証機関が準拠した基準や実施した手続が保証報告書の中で明示される必要がある。調査結果からは、国際監査・保証基準審議会(IAASB)の国際保証業務基準(ISA) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」やサステナビリティ情報審査協会¹の「サステナビリティ情報審査実務指針」に準拠して行われる保証業務が多いだけでなく、その数が増加傾向にあることがわかった。

1 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会は、サステナビリティレポート等の保証業務を行う保証機関の任意団体。信頼性に関して一定の基準を満たしたと判断されるレポート等に対する審査・登録制度を運営している。

表2-4-1 第三者保証を受けているレポート(業種別、2012年)

業種	会社数	yes	no	%
食品	11	0	11	0.0%
繊維	5	1	4	20.0%
化学	17	6	11	35.3%
医薬品	8	1	7	12.5%
電力・石油・ガス	6	4	2	66.7%
窯業	8	2	6	25.0%
鉄鋼	4	0	4	0.0%
非鉄・金属	11	3	8	27.3%
機械	15	2	13	13.3%
電気機器	28	7	21	25.0%
自動車	9	2	7	22.2%
建設	8	1	7	12.5%
小売業	6	0	6	0.0%
銀行・証券・保険・その他金融業	16	3	13	18.8%
鉄道・バス	8	2	6	25.0%
通信	5	0	5	0.0%
サービス	3	1	2	33.3%
その他	36	6	30	16.7%
合計	204	41	163	20.1%

図2-4-1 第三者保証を受けているレポート

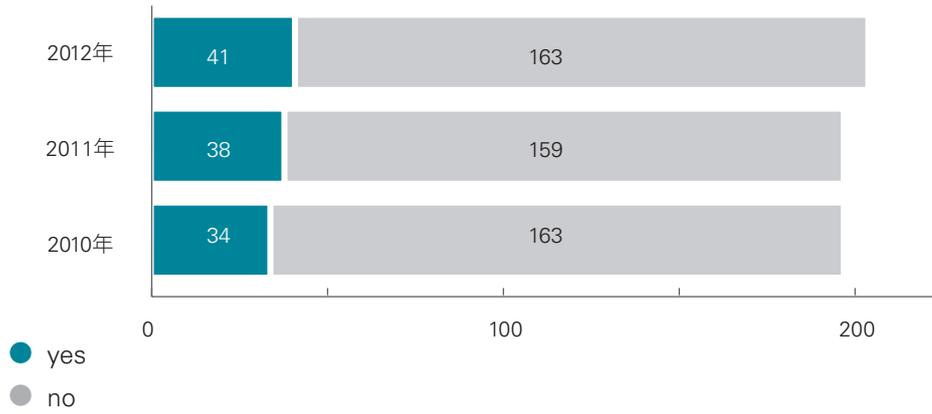
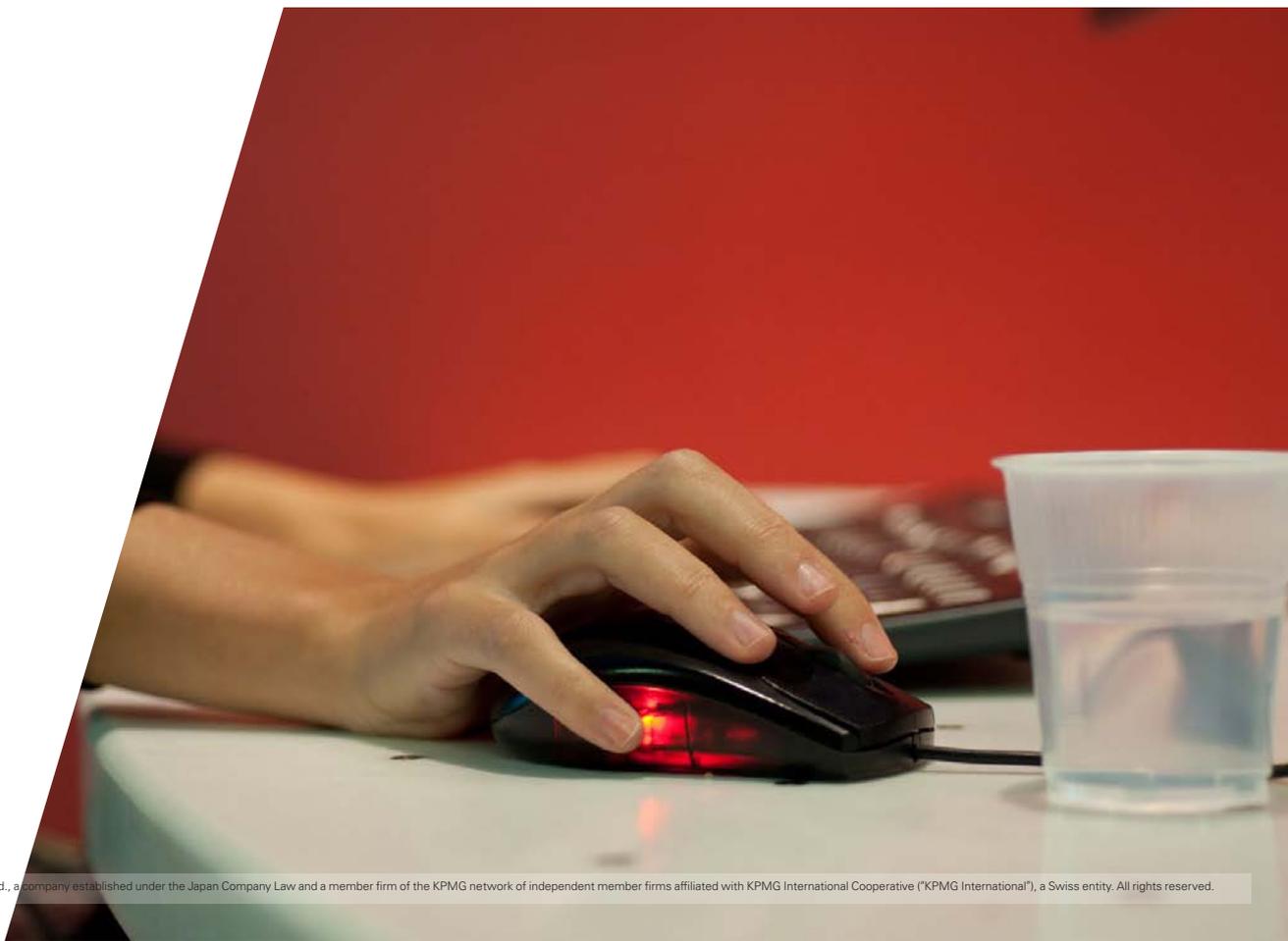
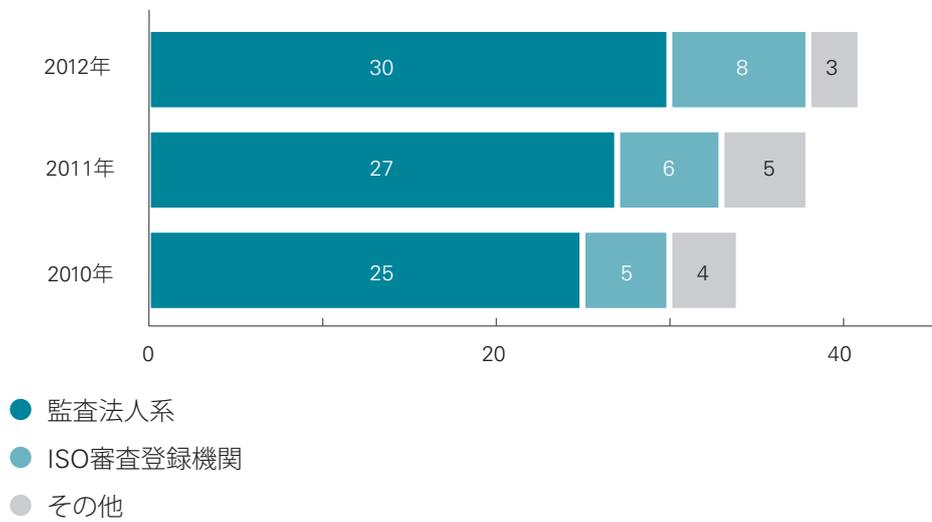


図2-4-2 保証機関



3. サステナビリティ報告の枠組み・構成

GRIガイドラインに加えて、ISO26000をはじめとする国際的規範・ガイドラインをサステナビリティ情報の開示に活用しようとする動きがある。また、海外子会社も含めた連結ベースでパフォーマンスデータを開示している企業の割合も増加している。

3-1. 参照されている報告ガイドライン

これまでと同様、多くのレポートは、GRIの“Sustainability Reporting Guidelines” (GRIガイドライン)²と環境省の「環境報告ガイドライン」³の2つのガイドラインを参照している(図3-1-1)。

このうちGRIは、企業がGRIガイドラインに「準拠」して報告を行う場合、ガイドラインを適用している程度(アプリケーションレベル⁴)について自己宣言することを求めている。2012年にはとりわけアプリケーションレベル「B」を宣言しているレポートが増加した結果、自己宣言をしている企業は26社に達した(図3-1-2)。

一方、2012年5月に公表されたGRIガイドライン第4版(G4)の公開草案では、アプリケーションレベルを廃止する案が提示されている。2013年以降に発行されるレポートへの影響が注目される。

なお、本来はサステナビリティ報告に関するガイドラインではないが、ISO26000(次項にて説明)に沿ったレポート構成を採用している企業は2011年の10社から26社に、国連グローバルコンパクトの10原則との対応関係を示す形で開示を行っている企業は2011年の4社から9社に、それぞれ増加傾向が認められる。とりわけISO26000の中核課題をレポートの展開軸としている企業の割合は10%超となり、国際基準としてのISOの影響力の大きさをうかがうことができる。

図3-1-1 参照されている報告ガイドライン

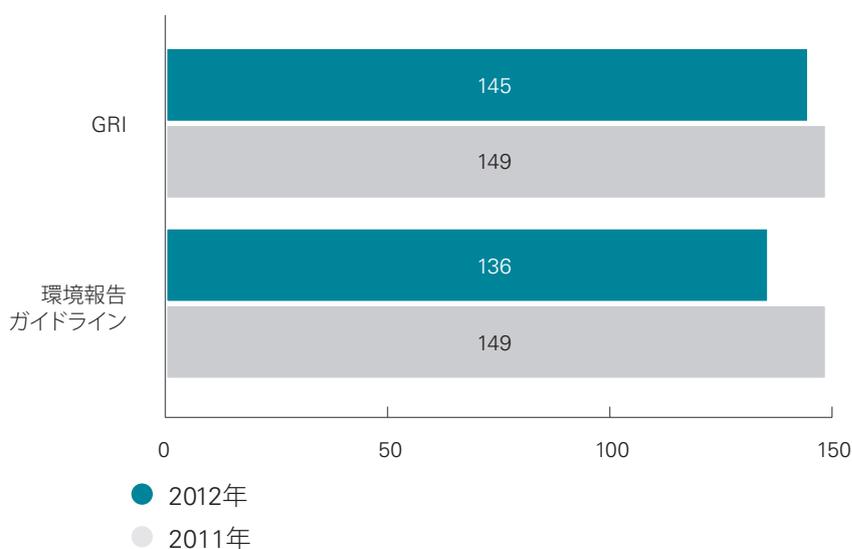


図3-1-2 アプリケーションレベル



2 2011年3月にGRIガイドライン第3.1版が公表されているため、本調査の「GRIガイドライン」には、第3版(G3)、第3.1版(G3.1)の両方が含まれている。

3 2012年4月に環境報告ガイドライン2012年版が公表されているため、本調査の「環境報告ガイドライン」には、2007年版と2012年版の両方が含まれている。

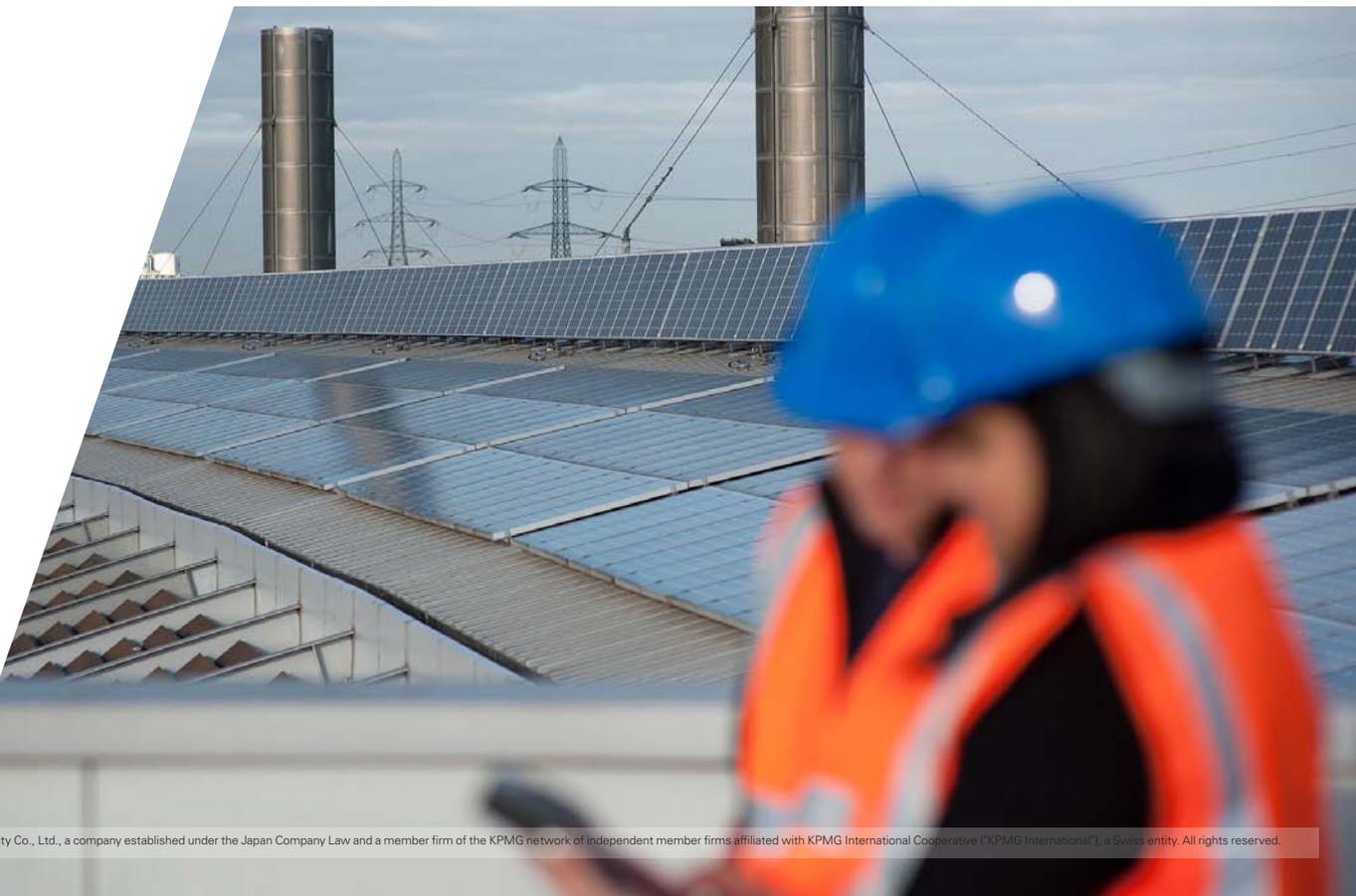
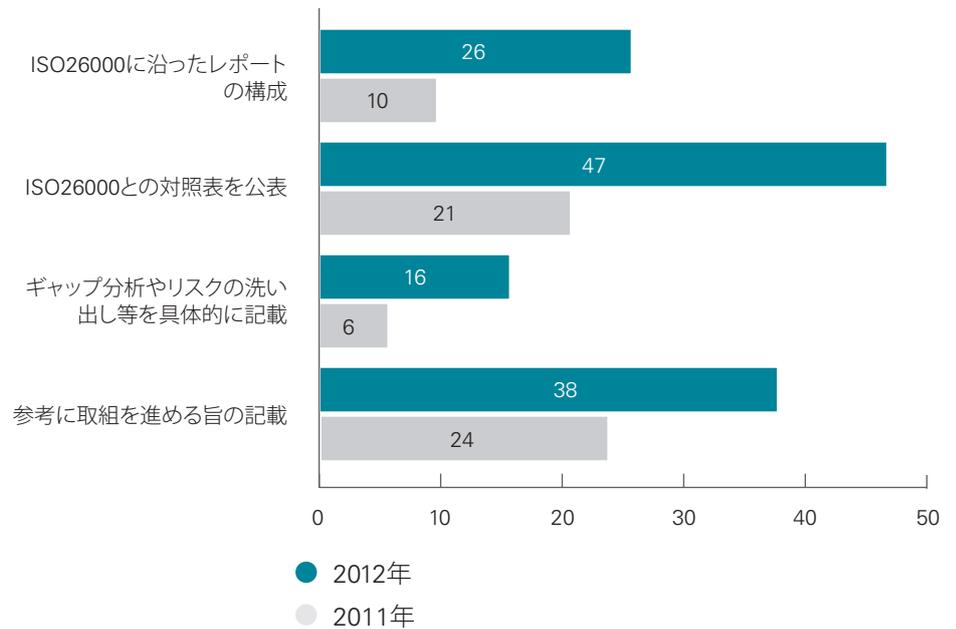
4 GRIガイドラインのアプリケーションレベルは、A、B、Cの三段階であり、開示が要求される情報としてはAが最も多く、Cが最も少ない。さらに、第三者保証を受けている場合、A+、B+、C+というようにプラス(+)を付けることができる。

3-2. ISO26000の利用

ISO26000は、組織が社会的責任に配慮した活動を行う上での指針を示すガイダンス文書として2010年11月1日に発行された国際規格である。サステナビリティ報告におけるISO26000の活用として、ギャップ分析やリスクの洗い出し等、CSR活動の取組の改善にISO26000を利用している旨を記載している企業は前回の調査時にも一定数見受けられていたが、2012年はその企業数が大幅に増加していることが判明した(図3-2-1)。

また、前述のようにISO26000をレポート構成に活用しているケースや、ISO26000との対照表を記載している事例についても、やはり前年比で大幅な増加が見受けられる。

図3-2-1 ISO26000の利用



3-3. 組織バウンダリ

前年に引き続き、環境パフォーマンス指標と社会パフォーマンス指標について原則的にどの範囲で組織バウンダリが設定されているかについて調査した結果、環境パフォーマンス指標については87社(43%)が、社会パフォーマンス指標については54社(26%)が、原則的に単体を含ま国内・海外の主要グループ会社についてデータを開示していることがわかった(図3-3-1、図3-3-2)。

環境に比べると社会パフォーマンス指標の組織バウンダリが限定的という傾向は前年と変わらないとはいえ、両者ともに国内・海外の連結対象会社を含む方向へ進む情報開示の流れが見受けられたことは注目に値する(前年比で、環境パフォーマンス指標は6ポイント、社会パフォーマンス指標は5ポイント上昇)。ISO26000や国連グローバルコンパクトなど、サステナビリティに関する国際的な規範やガイドラインが浸透する中で、従来からある「CSR経営はグローバルレベルで実践すべきもの」という認識を実行に移す企業の数が増えてきていることがうかがえる。

図3-3-1 環境パフォーマンス指標の組織バウンダリ

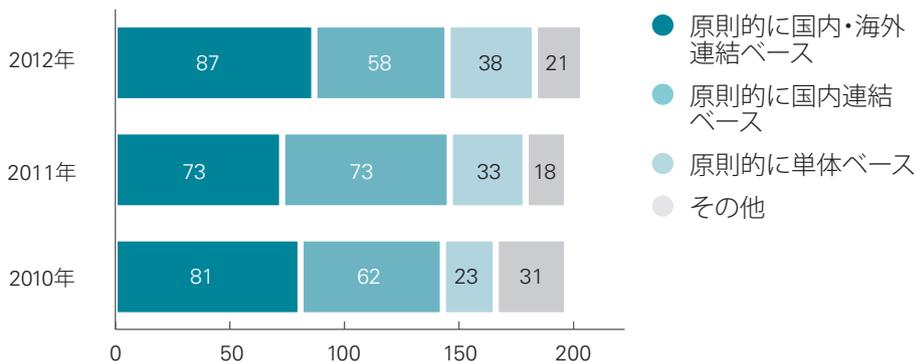
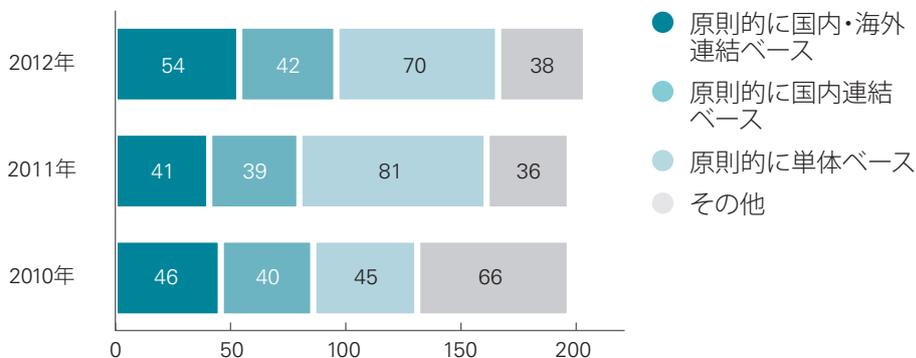


図3-3-2 社会パフォーマンス指標の組織バウンダリ



なお、2012年5月に公表されたGRIガイドライン第4版(G4)の公開草案にも記載されているように、近年では企業に対して、「国内・海外連結ベース」を超えて、バリューチェーンやサプライチェーン全体における重要課題に対処することが期待されつつある。

3-4. 報告内容の決定プロセスに関する説明

GRIガイドラインは、報告内容を決定するために情報の重要性(マテリアリティ)をどのように検討したかというプロセスについてレポートの中で説明することを求めている。2012年のサステナビリティ報告において、その報告内容の決定プロセスについて何らかの説明を行っている企業は78社あり、これは報告企業数の38%に相当する(図3-4-1)。

報告内容の決定プロセスについて説明している企業の半数以上が、結果として特定された重要課題を開示している。なお、内容決定プロセスについて説明している企業のうち、事業活動におけるどの部分が社会にインパクトを与えるかについて「重要性マップ」を活用して詳細に説明している企業も4分の1程度存在する(図3-4-2)。

GRIガイドライン第4版(G4)が公開草案で示されている方向で最終化されるとすれば、アプリケーションレベルが廃止され、その代わりに、組織自らが重要な側面を決定し、決定した重要な側面に関連する中核指標を開示することが求められるようになる。その意味で、重要な側面をどのように検討し、報告する指標をどのように決定したかについてレポートの中で説明することはこれまで以上に重要となると予想される。

3-5. 目標の設定

環境的側面や社会的側面におけるパフォーマンス目標を設定し、目標とそれに対する実績について開示することは、サステナビリティに対するコミットメントを表明する上で重要なことである。

環境的側面と比較して、社会的側面の場合は定量的な目標が設定しにくいということや、必ずしも定量的な目標の設定にそぐわないと考えられる指標もあるためか、今回の調査からは環境的側面についてのみ目標を設定している企業が依然として多いことがうかがえる(図3-5-1)。

図3-4-1 サステナビリティ報告内容の決定プロセスの説明の有無

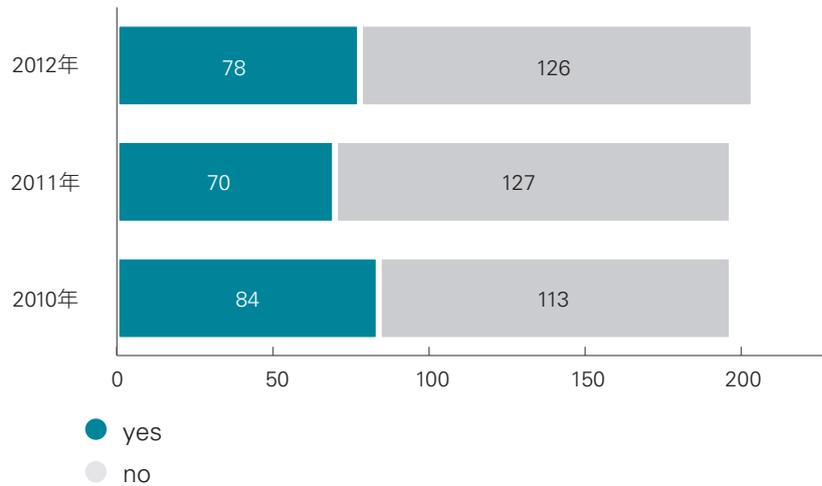


図3-4-2 報告内容の決定プロセスと重要課題の開示状況

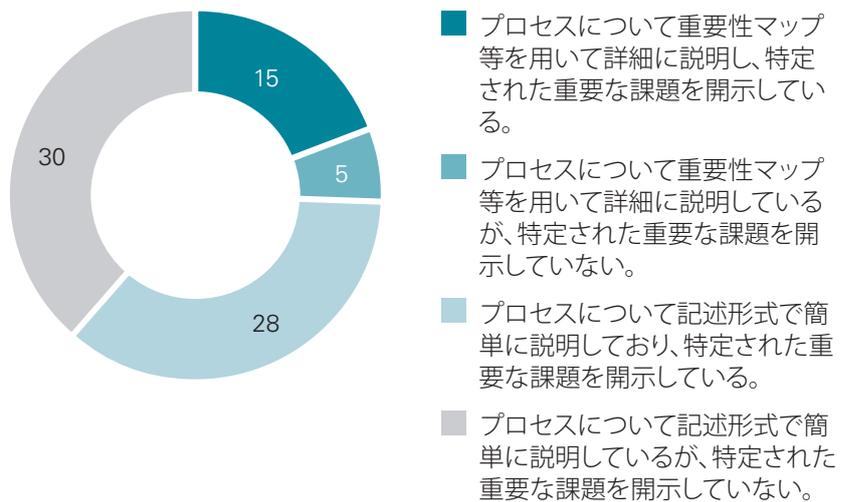
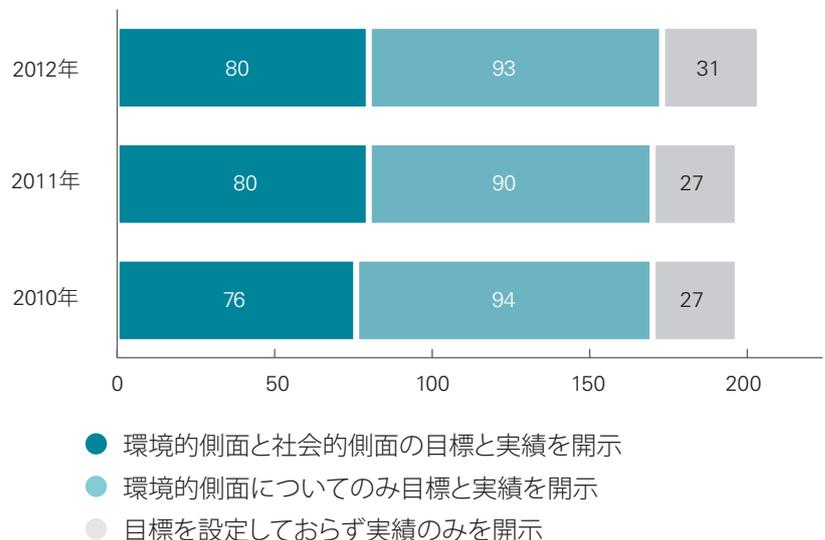


図3-5-1 パフォーマンス目標の設定の状況



4. 個別報告項目

スコープ3排出量に関する新たな情報開示要請に応える企業数が増加している。スコープ3排出量の他にも、人権や紛争鉱物など、自社が直接管理可能な範囲を超えてサプライチェーンに対して影響力を行使する取組についての開示に進展が見受けられる。

4-1. 温室効果ガス排出量に関する開示

気候変動に関する情報開示の重要性は既に広く認識されているが、2011年は福島第一原発での事故後に日本のエネルギー政策の見直しが進められていた時期であったこともあり、前回の調査においては温室効果ガス排出量の削減目標を設定している企業数に一時的な減少傾向が見受けられた。その後1年が経過し、国のエネルギー政策にも一定の方向性が見えてきたためか、今回の調査においては前年よりも多い150社（74%）が温室効果ガス排出量についての削減目標を開示している（図4-1-1）。

また、目標の設定期間（目標の達成年）を、短期、中期、長期の3つの区分でみると、前年同様に中期目標を設定している企業が最も多いことがわかるが、これに加えて2012年における特徴として、2020年以降の長期目標を新たに設定する動きがあることも見受けられる（図4-1-2）。

温室効果ガス排出は、スコープ1（組織の事業活動（燃料の使用など）によって直接排出される温室効果ガス）、スコープ2（外部から供給される電気や熱の使用に伴って間接的に排出される温室効果ガス）およびスコープ3（スコープ1、2以外の間接的排出量）に区分される。

スコープ1およびスコープ2排出量を国内・海外の連結ベースで開示している企業は92社（45%）となり、前年比で5ポイント増加している。スコープ3に関しては、2011年9月にThe Greenhouse Gas Protocol（GHGプロトコル）がスコープ3排出量の算定・報告基準を公表し、2012年3月には環境省と経済産業省が「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を公表するなど、注目度が増している。このような流れを背景として、2012年のサステナビリティ報告において何らかのスコープ3排出量の開示を行っている企業は前年の96社（49%）から106社（52%）に増加している。

図4-1-1 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

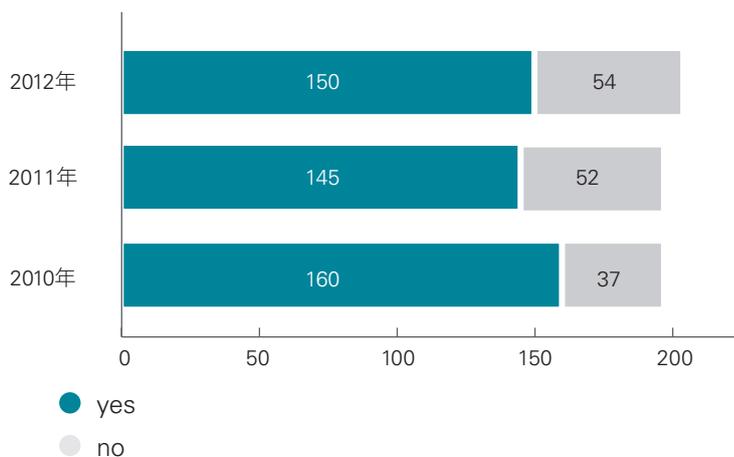
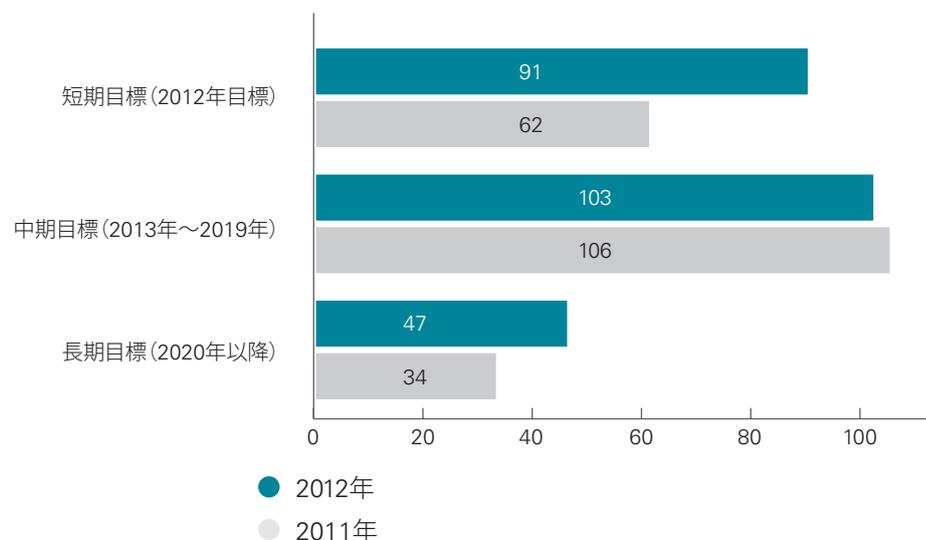


図4-1-2 温室効果ガス排出量の目標設定期間



スコープ3排出量の具体的な開示項目に目を移すと、物流(国内・海外)、製品使用、調達、従業員の出張といった、国内の委託物流に伴うCO₂排出量⁵以外のカテゴリーの排出量の報告も着実に増えていることがわかる(図4-1-3)。

スコープ3排出は、直接的に事業者が管理することができない上流/下流での排出なので、その正確な算定は難しい上に、排出削減活動によるコスト低減の効果を直接的に享受することができないことも多い。一方、スコープ1およびスコープ2排出量を対象とする削減活動にこれまで長く取り組んできたために限界排出削減コストが高くなっている企業にとっては、スコープ3排出量は削減余地が残る領域として位置付けられていることがうかがえる。

この観点から、今回の調査ではスコープ1およびスコープ2の温室効果ガス排出量の組織バウンダリとスコープ3排出量の開示との関係についても分析を行った。その結果、スコープ1およびスコープ2排出量の組織バウンダリを既に国内・海外連結ベースにまで広げている企業、換言すればこれ以上範囲拡大の余地がない企業のほうが、まだ範囲の拡大の余地がある企業(現状では単体ベースあるいは国内連結ベースの集計に留まっている企業)よりも、スコープ3排出量を算定・開示している割合が大きいことがわかった(図4-1-4)。

前述のガイドラインの公表のみならずCDPや日本経済新聞社による環境経営度調査等の外部評価基準に組み込まれるなど、企業に対するスコープ3排出量情報の開示要求は今後も更に高まっていくことが予想される。

⁵ 連結ベースでとらえれば、物流子会社への委託輸送に伴う排出はスコープ1排出であり、スコープ3排出はそれ以外の物流会社への委託輸送に伴う排出であるが、多くの企業が開示している委託物流に伴うCO₂排出量はスコープ1排出量とスコープ3排出量が合算された値である。ここでは、委託物流に伴うCO₂排出量は便宜的にすべてスコープ3排出量としてカウントしている。

図4-1-3 スコープ3排出量の開示内容

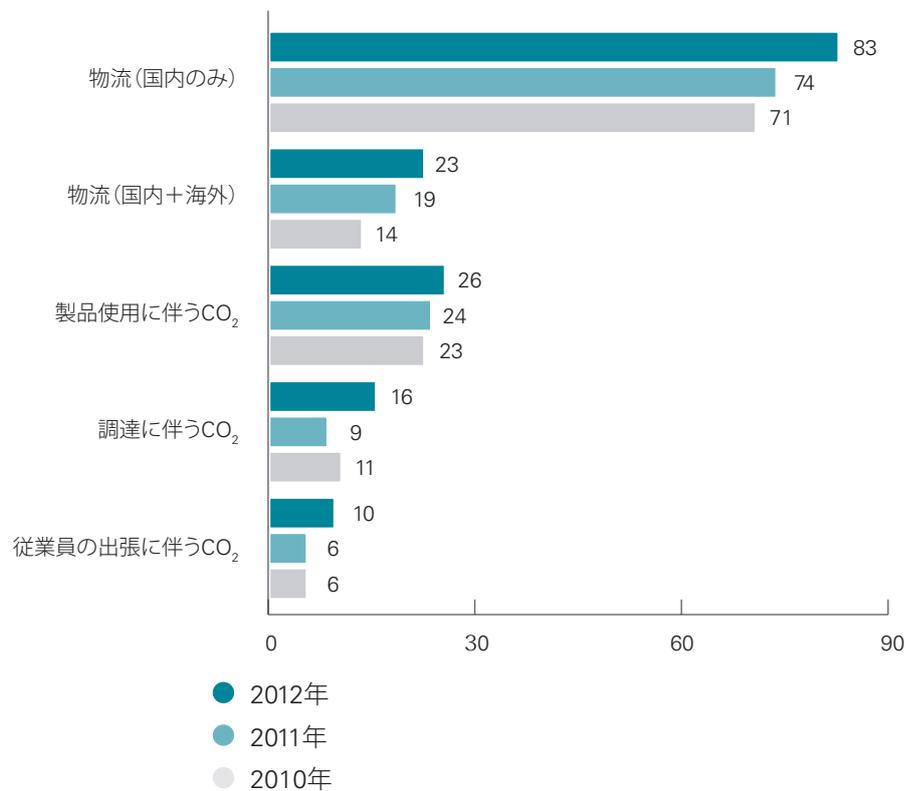
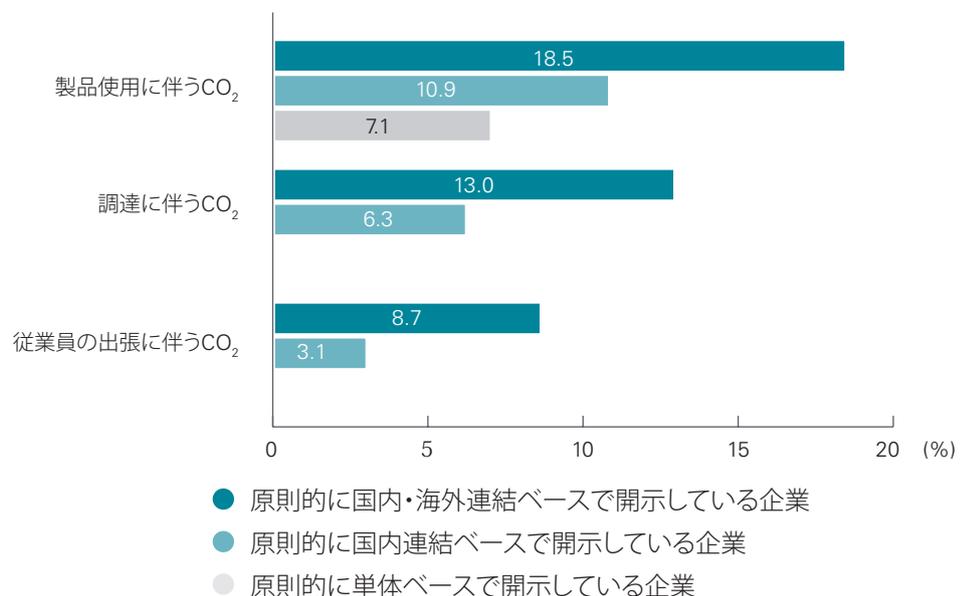


図4-1-4 スコープ1&2の排出量開示バウンダリとスコープ3排出量開示との関係



4-2. 水資源に関する開示

世界の人口は2011年に70億人をを超えたとされ、水資源に対する需要は増加している。これに異常気象による水不足や地下水位の低下なども相まって、「水」は企業の事業活動に対する新たな制約条件として注目されている。

企業の事業場における水の直接的利用に関しては、前年に引き続き、水資源投入量(絶対量)については8割以上(174社)の企業が開示している一方で、水資源投入原単位を開示していたり、投入量の目標を設定していたりする企業はまだ少ない(図4-2-1)。

日本企業はここ数年、海外、特に中国、東南アジア、南アジアに積極的に進出しており、同様に、日本企業のサプライチェーンも、中国やアジア諸国を中心にグローバル化している。特に中国北部やインドは、水ストレス(利用可能な淡水量に対する取水量の比率)が高い地域で、経済発展に伴う農産物や工業製品の生産増に伴う淡水需要の増加により、水ストレスはますます深刻になると予想されていることから、日本は、サプライチェーンにおける水ストレスの間接的な影響を受けやすい国と言える。

このような背景のもと、2012年において水資源に関するリスクや機会に関して記載している企業は25社(12%)であり、前年の16社(8%)からは4ポイント増加している。他方、サプライチェーンにおける水リスクや仮想水(ヴァーチャル・ウォーター)やウォーターフットプリントに関する情報など、水の間接的な使用に関する情報を開示している企業はほぼ皆無であり、全体として水リスクについての十分な開示が行われているとは言えない状況である。水資源リスクに関する情報開示の拡充が期待される。

4-3. 人権に関する開示

人権に関する情報開示は、自社グループの操業における人権リスクへの対応に関する方針や取組の開示とサプライチェーンにおける人権リスクへの対応に関する方針や取組の開示に大別される。

前者については、149社(73%)が自社の方針の中に人権尊重や人権保護といった項目を盛り込んでいることを記載しており、前年から8ポイント増加している。一方、具体的な取組について開示している企業は17社、モニタリングの結果を開示している企業は10社と、前年から変化していない(図4-3-1)。

サプライチェーンにおける人権リスクへの対応に関する開示については、方針

図4-2-1 水資源の直接使用に関する開示

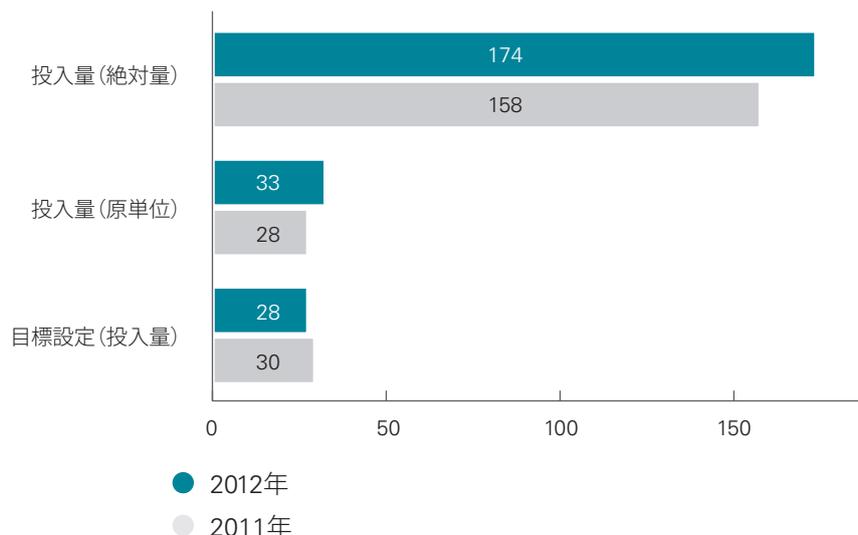


図4-3-1 人権に関する開示内容(自社)

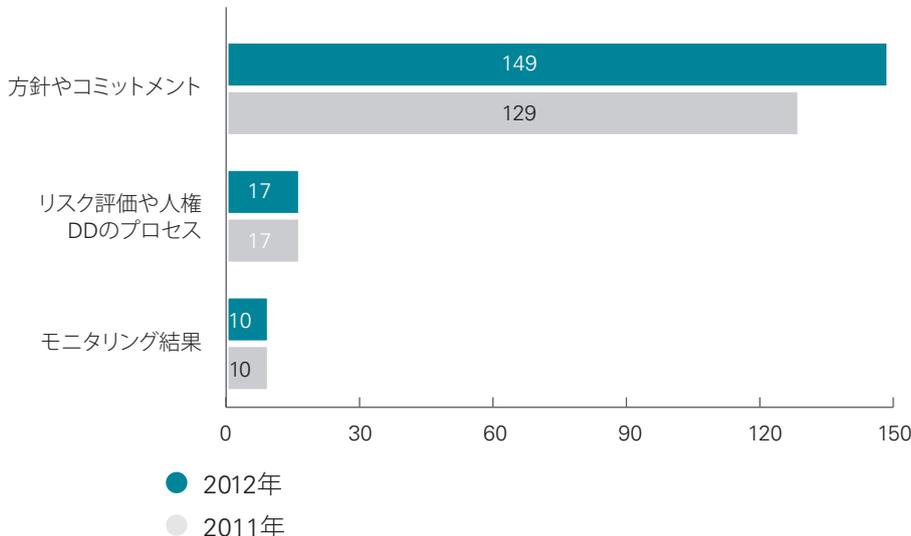
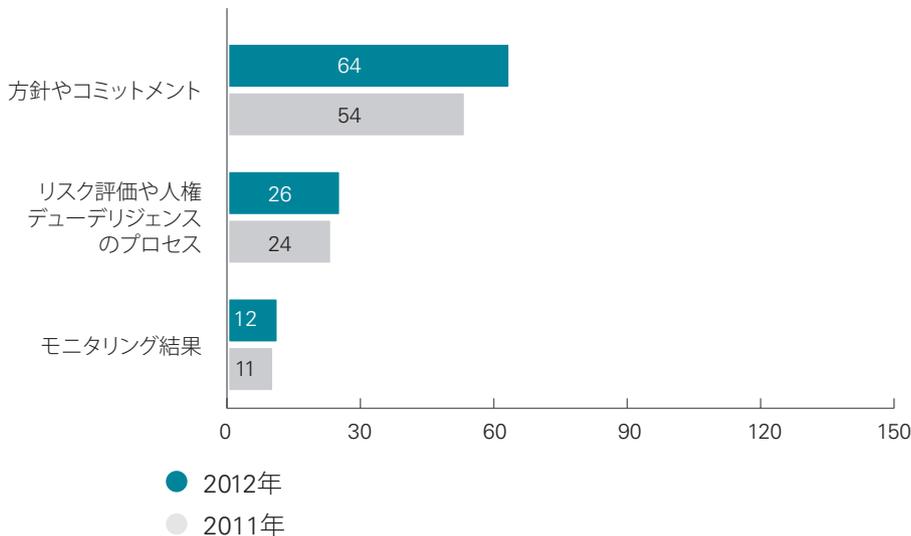


図4-3-2 人権に関する開示内容(サプライチェーン)



の策定について記載している企業は64社(31%)、アンケートやサプライヤー監査などといった具体的なモニタリングについて説明している企業は26社(13%)、モニタリング結果を公表している企業は12社(6%)となっており、わずかではあるがいずれの項目も前年より増加している(図4-3-2)。これは、人権をCSRに関する重要な活動テーマと位置づける考え方が広がりつつあることを示唆するものと考ええる。

4-4. 紛争鉱物に関する開示

金をはじめとする鉱物資源の採掘に関しては、特に発展途上国や紛争地帯において、人権問題や労働問題、環境破壊、政治腐敗などに繋がるケースが多いことがNGO等によって指摘されている。特に、アフリカのコンゴ民主共和国(DRC)において組織的な虐殺行為や紛争の長期化を引き起こしている武装勢力の資金源に、同国および周辺国で採掘された鉱物の取引が関与しているとして、こうした「紛争鉱物」を排除する動きが欧米を中心に活発化してきている。

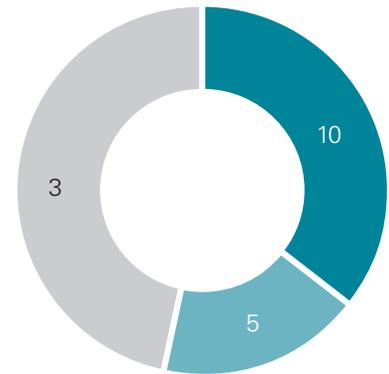
2010年7月には、米国において金融規制改革法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010: 通称ドッド・フランク法)がオバマ大統領の署名により成立した。この法律の第

1502条(紛争鉱物規則)は、米国の証券取引所に上場する企業に対し、DRCおよびその周辺国で産出された紛争鉱物(金、スズ、タンタル、タングステン)を製品に使用しているかどうかについて、情報開示を義務付けている。

このような動きを受け、2012年のサステナビリティ報告では、28社(14%)が紛争鉱物に関する方針や取組を開示している。また、その28社の内訳をみると、紛争鉱物に関する方針と取組の両方を開示している企業が13社と最も多かった(図4-4-1)。

米国証券取引委員会(SEC)が2012年8月、紛争鉱物に関する開示の最終規則を公表するなど、紛争鉱物に関して要求される開示内容は、今後より明確になっていくものと考えられる。サステナビリティ報告に対する影響が注視される。

図4-4-1 紛争鉱物に関する開示の内容



- 紛争鉱物に関する方針と取組を開示している
- 紛争鉱物に関する取組を開示している
- 紛争鉱物に関する方針を開示している

5. おわりに

新たな報告枠組への対応

企業が開示するサステナビリティ情報に対する様々なステークホルダーの関心が世界的に高まっていることを背景として、新しい報告枠組やガイドラインの改定が提案されている。2013年4月16日には統合報告フレームワークの公開草案が公表されており、同年12月にはフレームワークのVersion1.0の公表が予定されている。また、2013年5月に開催されるGRIのグローバルコンファレンスでは、GRIガイドライン第4版(G4)が公表される見込みである。日本企業にとっても、こうした世界的な動きに対しどのように対応していくべきかについて早期に方針を決定し、計画的に対応することが求められる。

開示情報の信頼性の確保と開示データの組織バウンダリの拡大

特に投資家によるサステナビリティ情報の利用が拡大していることに伴い、開示する情報の信頼性をいかにして確保するかということも検討すべき課題の一つである。これまで、ほとんどの企業では、開示するサステナビリティ情報についての内部統制の構築や運用に対して、資源が十分に投入されてこなかったと言えるが、情報システムの整備も含め、社内の体制や仕組みの整備が求められる。開示される情報の信頼性をさらに高めるためには、第三者保証の利用について検討することが求められる。

統合報告のように、財務情報と非財務情報を関連付けて報告する流れが拡大すれば、開示する非財務データについて、単体ベースや国内連結ベースでの開示ではなく、海外も含めた連結ベースでの開示が求められるようになる。いかにして開示データの信頼性を確保しながら、開示するデータの組織バウンダリを拡大するかが実務的な課題となる。

スコープ3排出、水資源、人権

気候変動に関する開示に関しては、世界的にスコープ3排出の開示に注目が集まっている。スコープ3排出については、業種・業態によって量的に重要なスコープ3排出のカテゴリーが異なってくるため、各カテゴリーのスコープ3排出量について試算を行った上で、重要なスコープ3排出量のカテゴリーを決定するというアプローチが推奨される。

水資源に関しては、わが国では淡水資源に比較的恵まれており、かつ、工業用水に関しては、「責任水量制」のもと、料金は実給水量に関わらず契約水量で算定されていることから、多くの企業では、それほど重要な課題とは捉えられてこなかった。開示される情報も、水資源投入量が主である。しかし、今後、淡水資源が世界的に新たな制約条件として浮上してくることは明らかであり、企業としても、特に海外の生産拠点やサプライチェーンにおいて淡水資源に起因するリスクを特定し、対応するとともに、水に関するリスクや機会などについて開示することが求められるようになるであろう。

人権に関しては、国連人権理事会における「ビジネスと人権に関する指導原則」の採択により企業の人権尊重の責任が明確化されたこと、グローバル化の進展に伴い人権侵害の助長や加担のリスクが大きくなっていることから、人権に関する方針を策定するだけでなく、人権リスクの特定や評価などの具体的取組を始める日本企業が増えている。人権に関する開示は、こうした取組の進展にあわせて増えてくると考えられる。

KPMGあずさサステナビリティについて

KPMGあずさサステナビリティは、KPMGとして世界的に統一された方法論に基づきサステナビリティレポートに対する第三者保証業務を行っているほか、サステナビリティ報告の高度化に対する支援、環境・安全コンプライアンス調査や人権デューデリジェンス支援などを通じた企業のCSRの領域におけるリスクマネジメントの支援を提供しています。

50カ国以上で約700名の専門家を擁するKPMG Climate Change & Sustainability Services (CC&S) の世界的なネットワークを活用し、企業がサステナビリティに関連する経営上の課題に対処することを支援しています。

Contact us

齋藤 和彦

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
代表取締役社長

T: (03) 3548 5303

E: kazuhiko.saito@jp.kpmg.com

船越 義武

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
取締役

T: (03) 3548 5303

E: yoshitake.funakoshi@jp.kpmg.com

松尾 幸喜

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
取締役

T: (06) 7731 1304

E: yukinobu.matsuo@jp.kpmg.com

www.kpmg.or.jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2013 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

Publication date: April 2013